

工事請負契約書第26条第5項（単品スライド条項）

運用マニュアル（案）（営繕工事版）

令和8年1月

沖縄県

土木建築部

目 次

第1章 総論 1
1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方 1
1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯 1
1-1-2 スライド条項の趣旨 1
1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係 2
1-1-4 昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い 2
1-1-5 運用マニュアルの概要 3
1-2 対象工事 4
1-3 対象品目 4
1-3-1 対象品目の選定の考え方 4
1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目 5
1-3-3 変動額の確認 6
1-3-3-1 変動前の対象材料の単価 6
1-3-3-2 変動後の対象材料の単価 8
1-4 請負代金額の考え方 8
1-5 スライド額算定 9
1-5-1 スライド額算定の方法について 9
1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について 14
1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例 14
1-7 その他 16
第2章 鋼材類 17
2-1 対象材料 17
2-1-1 対象材料の考え方 17
2-1-2 その他市場単価の扱い等 17
2-2 対象数量 18
2-3 受注者への確認事項 21
2-4 単価(実勢価格の算定) 24
2-4-1 変動前の価格の決定方法 24
2-4-2 変動後の実勢価格の決定方法 24
2-4-3 変動後の実勢価格の算出方法 25
2-5 購入価格の評価方法 25
2-6 変動額の算定 26
2-7 計算例 26
第3章 燃料油 27
3-1 対象材料 27
3-2 対象数量 27
3-2-1 対象数量の考え方 27

3-2-2 対象数量の算定方法	28
3-2-3 その他	28
3-3 受注者への確認事項	29
3-4 単価(実勢価格の算定)	30
3-4-1 変動前の価格の決定方法	30
3-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	30
3-4-3 変動後の実勢価格の算出方法	31
3-5 購入価格の評価方法	32
3-6 変動額の算定	32
3-7 算出方法	32
3-7-1 機械運搬に係る燃料油の算出方法	32
第4章 その他の主要な工事材料	33
4-1 対象材料	33
4-1-1 対象材料の考え方	33
4-1-2 その他市場単価等	33
4-2 対象数量	34
4-3 受注者への確認事項	35
4-4 単価(実勢価格の算定)	37
4-4-1 変動前の価格の決定方法	37
4-4-2 変動後の実勢価格の決定方法	37
4-5 購入価格の評価方法	37
4-6 変動額の算定	37
第5章 請求等手続き及び提出様式	38
5-1 請求時期	38
5-2 協議の手続き	38
5-3 既済部分検査	40
5-4 部分引き渡しにかかる指定部分の取り扱い	40
(参考資料)	
单品スライド条項にかかる実施フロー及び様式	41

(注)本資料の取り扱いについて

本マニュアルは、单品スライド条項の運用について発注者の認識の共有化を図るため、沖縄県土木建築部発注の営繕工事における使用材料や積算手法等の特性を考慮した一般的な考え方を令和4年10月段階で整理したものである。このため、これによりがたい場合について、独自の手法によることを妨げるものではない。

また、必要に応じ、今後、本内容についても適宜追加・修正を行うことがある。

第1章 総論

1-1 工事請負契約書第26条(スライド条項)の考え方

1-1-1 スライド条項及び単品スライド条項の導入経緯

- ・昭和24年の建設業法の制定に伴い、昭和25年の標準請負契約約款の策定当初から、第25条(現在の第26条)に物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・現在の第26条第5項の単品スライド条項は、昭和56年に標準請負契約約款に追加されたものである。

- ・昭和24年の建設業法の制定により建設工事における請負契約関係の片務性の排除と不明確性の是正が明文化されたことに伴い、昭和25年の建設工事標準請負契約約款(昭和47年改正により公共工事標準請負契約約款に改称)制定時より、物価の変動等による請負代金額の変更(いわゆるスライド条項)が規定された。
- ・その後、規定の明確化や変更が行われ、昭和47年以降は、いわゆる「全体スライド条項」と「インフレスライド条項」が規定されていた。しかし、昭和54、55年にかけて、第二次オイルショックが発生した際、賃金や物価の水準は全体としてはさほど上昇もなく落ち着いて推移したものの、一部の石油関連資材価格の高騰により建設工事の円滑な実施が危ぶまれる状態に見舞われた。このような物価状況は当時の約款では必ずしも想定されていなかったことから、昭和55年に、このような状況に対応するための暫定措置として工事毎に「特約条項」を設けて対応した。
- ・現在の第26条第5項(いわゆる「単品スライド条項」)は、昭和56年にこの「特約条項」が一般化され、公共工事標準請負契約約款に規定されたものである。なお、平成7年までは、特別な要因、主要な工事材料及び請負代金額の算定方法について、設計図書で具体的に指定する旨が規定されていたが、あらかじめ設計図書で指定することは不可能であるとして、現在はその規定は削除されている。

1-1-2 スライド条項の趣旨

- ・受注者と発注者とは対等との考え方のもと、片務性を解消するため、受注者のみに合理的な範囲を超える価格の変動を負担させないことが基本的な考え方である。
- ・建設工事は、工期が長期にわたるため、その間の事情の変更に左右されることもあるが、通常合理的な範囲内の価格の変動は契約当初から予見可能なものであるとして請負代金額を変更する必要はないというのが基本的な考え方である。しかし、通常合理的な範囲を超える価格の変動については、契約当事者の一方のみにその負担を負わせることは適当でなく、発注者と受注者で負担を分担すべきものであるとの考え方の下、標準請負契約約款第26条が規定されているものである。

1-1-3 全体スライド条項、インフレスライド条項と単品スライド条項の関係

- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であるのに対し、単品スライド条項は特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。
- ・全体スライド条項は、請負契約後1年を経過した後に賃金水準や物価水準が変動した場合、インフレスライド条項は、日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションといった短期的で急激な変動が生じた場合の中間修正的な変更であり、直接工事費の変更に連動して諸経費等の変更を含むものである。
- ・一方、単品スライド条項は、特定の主要な工事材料の価格が著しく変動した場合の精算的な変更である。すなわち、対象となる材料価格の変動のみが請負代金額変更の要素となるものであり、材料費の変動に連動して共通仮設費、現場管理費及び一般管理費等の変更を行うものではない。
- ・また、単品スライド条項は企業の規模を問わずあらゆる工事を対象とするものであることから、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないよう定められた「請負代金額の1%」を採用したものである。

なお、全体スライド条項は、1年以上の長期間にわたる工事を対象とする規定であり、比較的大きい建設業者が受注していることが前提になっていることから、受注者の負担すべき割合を「請負代金額における残工事費の1.5%」としている。また、インフレスライド条項は、単品スライド条項と同様に、受注者の負担割合は標準請負契約約款の第30条の「天災不可抗力条項」に準拠し、建設業者の経営上最小限度必要な利益までは損なわれることがないように定められた「請負代金額における残工事費の1%」を採用したものである。

1-1-4 昭和55年の特約条項と平成20年の運用方針の違い

- ・平成20年の運用は、条項制定時の議論、当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を踏まえ、改めて対象材料や受注者負担を決定したものである。
- ・昭和55年当時は、工事請負契約書の規定がなかったため、対象材料の価格変動の大小を問わず、工事で使用する主要な材料の多くを対象とし、これらの変動分の総額が工事の規模に応じて定められる一定額(概ね工事費の1%)を超過したときは、変動額の3/4を発注者が負担することとして、請負代金額の変更を行うこととしたものである。
- ・平成20年の運用に当たっては、中央建設業審議会の議論を経て定められた標準請

負契約約款の規定の趣旨や、その当時の社会状況や公共事業を取り巻く状況を適切に踏まえ、見直しを行った。対象材料については価格変動の大きい鋼材類と燃料油のうち、請負代金額の1%以上変動している品目に限定しているものであり、変動額の大小にかかわらず多くの材料を対象とした昭和55年の特約条項とは自ずと考え方が異なるものである。

・また、受注者負担について、昭和55年の特約条項は変動額の1/4としていたが、標準請負契約約款第29条(天災不可抗力条項)(現在の第30条)における考え方との整合性を図るため、一般的な建設業者が負担する割合として請負代金額の1%を定めたものである。

1-1-5 運用マニュアルの概要

・現在の社会状況を踏まえ、急激な価格高騰等に対応した運用に改定するものである。

・現在の社会状況を踏まえ、営繕工事の単品スライド条項の適用にあたり、急激な価格高騰のタイミングにおいては、積算価格(実勢価格)に価格上昇が反映されるのにタイムラグが生じる可能性がある、という課題がある。

・上記の課題等に対応するために運用通知(「工事請負契約書第26条第5項の運用について」(令和4年6月30日付け土技第447号))を発出した。その際、過去の関連通知(「建設工事請負契約書第25条第5項(単品スライド)の運用について」(平成20年7月11日付け土企第824号)、「請負代金額の減額変更を請求する場合における建設工事請負契約書第25条第5項の運用について」(平成21年2月23日付土企第2297号))も包含したものである。

1-2 対象工事

- ・残工期が2ヶ月以上ある全ての工事を対象とする。
- ・単品スライド条項の請求は、当該請求の際に残工期(部分引渡しに係る工事部分の残工期を含む)が2ヶ月以上ある場合に限り、行うことができる。

1-3 対象品目

1-3-1 対象品目の選定の考え方

- ・対象品目は、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料とする。
- ・各対象品目の対象材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定とする。
- ・標準請負契約約款の第26条第5項に、「主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変動を生じ、請負代金額が不適当となったとき」とされていることから、公共工事において使用している頻度の高い主要な材料を対象とする。
- ・これは、通常合理的な範囲を超える価格の変動分を、受注者のみの負担とするのは適切ではないという考え方のもと、単品スライド条項の趣旨を適切に踏まえたことによるものであり、価格変動がある材料全てが単品スライド条項の適用対象とはならない点に留意が必要である。
- ・なお、対象となる材料については、受注者から請求があった材料の中から受発注者間で協議の上決定するものであり、請求のない材料まで対象とする趣旨ではないことにも留意が必要である。
- ・異形鉄筋やH形鋼等の鋼材類や生コンクリート等の構造躯体を構成する材料をはじめ、内外装仕上材類、設備機器類、外構材類等と非常に多品目の材料が使用されており、その使用量も異形鉄筋等の大量に使用される材料から少量のみ使用される材料もあり、非常に多岐にわたる。また、建築工事と設備工事、新築工事と改修工事、外装改修と内装改修の違い等、工事内容の相違により使用される主要な工事材料の構成も工事毎に大きく異なる。
- ・以下に、営繕工事において使用される主要な工事材料と品目分類を例示する。

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
建築工事	鋼材類	鋼材類	異形鉄筋、H形鋼、鋼板、鋼矢板、スクラップ 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	コンクリート類	コンクリート類	生コンクリート、セメント、ブロック等コンクリート二次製品 等
	木材類	木材類	合板、木材 等
	アスファルト類	アスファルト防水材、アスファルト合材 等	
	鋼製建具類	鋼製建具、鋼製軽量建具、ステンレス製建具、シャッター 等	
	非鋼製建具類	アルミ製建具 等	
	合成樹脂系材類	ビニル床タイル、ビニル床シート、ビニル幅木 等	
	ボード類	せっこうボード、ロックウール吸音板、けい酸カルシウム板 等	
	鋼製金物類	外装鋼板パネル、鋼製(ステンレス)手すり、軽量鉄骨下地 等	
	非鋼製金物類	外装アルミパネル、アルミ製手すり、アルミ笠木 等	

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
電気設備工事	鋼材類	鋼材類	金属管、钢管、ケーブルラック 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	機器類	機器類	照明器具、変圧器、発電装置、映像・音響装置 等
	盤類	盤類	分電盤、制御盤、キューピクル式配電盤、端子盤 等
	電線・ケーブル類	電線・ケーブル類	絶縁電線、電力ケーブル、通信ケーブル 等
	合成樹脂系材類	合成樹脂系材類	PF管、CD管、硬質ビニル管 等

営繕工事において使用される主な工事材料(例)

工種	区分	品目	工事材料
機械設備工事	鋼材類	鋼材類	钢管、弁類、ダクト(高圧)、ダンパー 等
	燃料油	燃料油	軽油、ガソリン 等
	機器類	機器類	冷凍機、空気調和機、ポンプ、タンク、ヘッダー 等
	管材類(非鋼材)	管材類(非鋼材)	銅管、塩化ビニル管 等
	保温類	保温類	保温材、保冷材、防露材 等
	ダクト附属品	ダクト附属品	制気口、排煙口 等
	衛生器具類	衛生器具類	衛生陶器、衛生器具ユニット、浴室ユニット 等
	コンクリート類	コンクリート類	樹類 等

1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目

・各工事においてスライド額の算定の対象となるのは、品目毎の変動額(増額分又は減額分)が請負代金額の1%を超える品目とする。

・個々の工事において、工事の総額に及ぼす影響が現に大きいことが必要条件となり、品目毎の変動額が請負代金額の1%を超える場合について、その品目をスライド額の適用対象とする。

・つまり、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料の変動額の合計額が請負代金額の1%を超えるものを適用対象とするのではなく、鋼材類を例にとれば、その変動額だけで請負代金額の1%を超えている場合には鋼材類が適用対象材料になるという

趣旨である。

・なお、「品目毎」とは、鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料で区分し、具体的な品目の分類は1-3-1によるものとする。

1-3-3 変動額の確認

1-3-3-1 変動前の対象材料の単価

- ・変動前の価格を算出するための単価は、原則として設計時点における単価とする。

設計時点における単価は、予定価格を算出する際に用いた単価とする。予定価格を算出する際の単価とは、予定価格内訳書に記載された材料単価及び記載された単価に含まれる材料単価をいう。予定価格を算出する際の単価を、材料単価の視点から分類すると以下のとおり。

・材料単価

工事において使用する材料や機器類等に対応する単価。物価資料の掲載価格や製造業者からの見積り等を参考にその材料単価が決定される。予定価格内訳書における本単価を設計時点における単価とする。

・「材料費+労務費等」単価

単位施工当たりに必要となる材料費や労務費等が一括して含まれた単価。一般的には、「公共建築工事標準単価積算基準」による標準歩掛りに基づく複合単価、物価資料に掲載される市場単価及び単位施工単価が該当する。設計時点における単価は以下のとおりとする。

・標準歩掛りに基づく複合単価

歩掛りは、材料や労務といった各要素と単位施工当たりの所要量から構成されている。この歩掛りに、要素毎の単価を乗じて複合単価を算定することになるため、複合単価に含まれる材料費を把握することが可能である。

・市場単価

市場単価は、単位施工当たりに必要となる材料や労務等に係る費用が一括された単価として物価資料に掲載されている。一括された単価であるため、材料費のみ、抽出することは困難である。当該材料単価について市場単価方式へ移行する前の歩掛り等を参考に、前述の複合単価と同様の手法により、設計時点における単価として算出することが考えられる。なお、市場単価については、四半期毎に発行される物価資料に掲載されるため、調査段階と掲載の時間差が生じることなどに留意する必要がある。

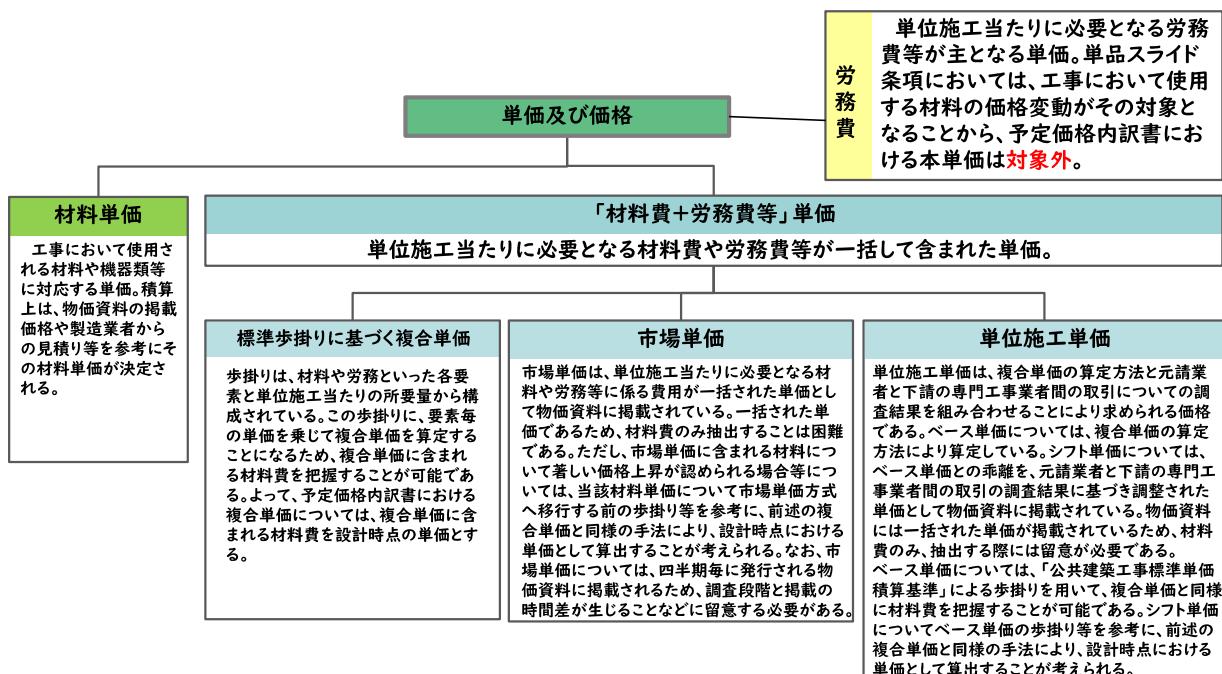
・単位施工単価

単位施工単価は、複合単価の算定方法と元請業者と下請の専門工事業者間の取引についての調査結果を組み合わせることにより求められる価格である。ベース単価については、複合単価の算定方法により算定している。シフト単価については、ベース単価との乖離を、元請業者と下請の専門工事業者間の取引の調査結果に基づき調整された単価として物価資料に掲載されている。物価資料には一括された単価が掲載されているため、材料費のみ、抽出する際には留意が必要である。

ベース単価については、「公共建築工事標準単価積算基準」による歩掛りを用いて、複合単価と同様に材料費を把握することが可能である。シフト単価についてベース単価の歩掛り等を参考に、前述の複合単価と同様の手法により、設計時点における単価として算出することが考えられる。

・労務費

単位施工当たりに必要となる労務費等が主となる単価。単品スライド条項においては、工事において使用する材料の価格変動がその対象となることから、予定価格内訳書における本単価は対象外。



1-3-3-2 変動後の対象材料の単価

- ・変動後の価格を算出するための単価は、原則として設計時点の単価と同一の手法に基づく単価とする。詳細は、2-4-2、3-4-2、4-4-2によるものとし、対象材料の購入日や購入回数等を加味した単価とする。

1-4 請負代金額の考え方

- ・請負代金の部分払をした工事における「請負代金額」は、当該工事の請負代金額から当該部分払の対象となった出来高部分又は工事現場に搬入済みの工事材料若しくは製造工場等にある工場製品(以下「出来高部分等」という。)に相応する請負代金相当額を控除した額とする。
- ・出来高として既に部分払いを行った部分については、特段の条件がない限り、発注者と受注者との間で数量及び金額について合意を完了しているものであることから、単品スライド条項の請求対象となる工事においても、その部分まで遡って単品スライド条項を適用できないことに変わりはない。
- ・ただし、通常は、対象材料の価格の変動により請負代金額が不適当となることが判明する時点、すなわち、工事がかなり進捗した時点で単品スライド条項の適用請求を行うこととなるのが一般的であるため、単品スライド条項の適用請求までの間に部分払いが行われることもあり得る。このような場合に対処するため、今後部分払いを行う際には、発注者又は受注者の要請に基づき、部分払いを行う部分についても今後の単品スライド条項の請求対象とすることとしている。(第5章 請求等手続き及び提出様式によるものとする。)
- ・また、部分引き渡しを行う部分についてはその部分に係る精算を完了させる必要があることから、その部分のみを一つの工事として扱い単品スライド条項を適用することとなる。その際の請負代金額は部分引き渡しを行う部分に係る請負代金額となるが、部分払いを既に行っている出来高部分(特段の規定を設けたものを除く)が請求対象外となるのは、通常の工事と同様である。
- ・このような考え方には、請負代金額だけでなく、スライド額の算定の対象とする数量についても適用される。

1-5 スライド額算定

1-5-1 スライド額算定の方法について

- ・「スライド額」とは、材料価格の変動に伴う変動額のうち、請負代金額の1%を超える額とする。
- ・それぞれの品目毎の変動後の金額は、実勢価格に基づき算出した額と実際の購入金額とのどちらか低い方とする。ただし、受注者が実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が実勢価格に基づき算出した額よりも高い場合でも、実際の購入金額とする。

① スライド額算定式(実勢価格)

- ・1-3により対象となった鋼材類、燃料油、その他の主要な工事材料のそれぞれの品目毎の請負代金の変更額(以下「スライド額」という。)の算定は、主要な工事材料に該当する各材料(以下「対象材料」という。)の単価等に基づき、次式により行う。

$$S_{\text{増額}}^* = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) - P \times 1/100$$

$$S_{\text{減額}}^* = (M_{\text{鋼}}^{\text{変更}} - M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{油}}^{\text{変更}} - M_{\text{油}}^{\text{当初}}) + (M_{\text{材料}}^{\text{変更}} - M_{\text{材料}}^{\text{当初}}) + P \times 1/100$$

※税抜き額を万円未満切り捨てとする

$$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}} = \{ p_1 \times D_1 + p_2 \times D_2 + \dots + p_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}} = \{ p'_1 \times D_1 + p'_2 \times D_2 + \dots + p'_m \times D_m \} \times k \times (1 + \text{消費税及び地方消費税の税率}/100)$$

$S_{\text{増額}}$:スライド額(増額変更の場合)

$S_{\text{減額}}$:スライド額(減額変更の場合)

$M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}, M_{\text{油}}^{\text{変更}}, M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$:価格変動後の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

$M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}, M_{\text{油}}^{\text{当初}}, M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$:価格変動前の鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料の金額

p :2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した設計時点における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の単価

p' :2-4、3-4、4-4の規定に基づき算定した価格変動後における鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料の実勢価格

D :2-2、3-2、4-2の規定に基づき鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料に該当する各材料について算定した対象数量

k :請負比率

P : 請負代金額

(増額変更の場合の計算例)

計算例 1		請負代金額 : 220,000,000		1%相当額 : 2,200,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	1,000,000	1,200,000	200,000	X
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	1,500,000	1,800,000	300,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,500,000	2,500,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,900,000	2,900,000	
スライド額 S = 2,900,000 - 2,200,000 = 700,000					

注) 価格は税込み

計算例 2		請負代金額 : 110,000,000		1%相当額 : 1,100,000	
各品目	各材料	価格変動前の金額	価格変動後の金額	変動額	対象の判定
燃料油	軽油	5,000,000	6,500,000	1,500,000	○
	ガソリン	500,000	600,000	100,000	
	合計	5,500,000	7,100,000	1,600,000	
鋼材類	異形棒鋼	5,000,000	7,000,000	2,000,000	○
	H形鋼	1,000,000	1,400,000	400,000	
	合計	6,000,000	8,400,000	2,400,000	
スライド額 S = 1,600,000 + 2,400,000 - 1,100,000 = 2,900,000					

注) 価格は税込み

※対象となる品目の考え方は1-3-2 スライド額の算定の対象とする品目による。

② 実際の購入金額が $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合について

- 受注者が、2-5、3-5、4-5の規定に基づき、各対象材料を実際に購入した際の代金額を品目毎に合計した金額(消費税等相当額を含む。)を算定し、これら実際の購入金額が $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を下回る場合にあっては、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。
- なお、実際の購入金額が採用される場合に請負比率を乗じないのは、既に請負比率が乗じられた請負代金額の範囲内で受注者が購入したものにまで請負比率を乗じるのは適当ではないとの考え方によるものである。

③ 実際の購入金額が $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を上回る場合について

- 受注者が鋼材類、燃料油又はその他の主要な工事材料について、実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類を示し、実際の購入金額が適当な購入金額であると認められる場合にあっては、実際の購入金額が $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ 、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ 又は $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ を

上回る場合であっても、上記①のスライド額算定式の規定にかかわらず、 $M_{\text{鋼}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の鋼材類の実際の購入金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者の燃料油の実際の購入金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{変更}}$ に代えて受注者のその他の主要な工事材料の実際の購入金額を用いて、上記①のスライド額算定式によりスライド額を算定する。その際、 $M_{\text{鋼}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者の鋼材類の当初想定した金額を、 $M_{\text{油}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者の燃料油の当初想定した金額を、 $M_{\text{材料}}^{\text{当初}}$ に代えて受注者のその他主要な工事材料の当初想定した金額を用いるものとする。

- ・受注者の当初想定した金額とは、入札時に想定していた金額を示し、証明書類として③2)に示された書類を提出するものとする。ただし、本マニュアルP13(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)により、追加提出を求める場合、提出された「①当初取り交わした書面」に示された金額を入札時に想定していた金額として取り扱う。なお、提出された想定金額が設計時点における金額より安価の場合は、設計時点における金額を適用するものとする。
- ・なお、実際の購入金額が採用される場合に請負比率を乗じないのは、上記②と同様である。
- ・この場合におけるスライド額算定の手順は以下のとおりとする。

(参考フローは別紙一1参照)

1) 受注者からの申し出

- ・受注者は実際の購入金額により価格変動後の金額を算定することを希望する場合は、対象品目及び対象材料を発注者に申し出るものとする。その際、受注者は対象材料毎に実際の購入金額の単価が実勢価格の単価(請負比率考慮)を上回ることを確認するものとする。
- ・受注者から申し出があった場合、発注者は対象材料の当該地域における価格上昇の状況やその原因等について受注者から情報提供を求めるものとする。

2) 実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類

- ・実際の購入金額が適当な購入金額であることを証明する書類は、購入実績を証明する書類に加え、原則として、当該地域での市場取引価格が確認できる2社以上の見積りとする。その際、実際の購入先の見積りは含まないものとする。
- ・受注者の当初想定した金額を確認するための資料は下記による。

想定した金額が確認出来る契約書等(当初金額算定時に契約を行っていない場合は、見積書とする。なお、見積書を提出する場合は、様式一8の証明書を添付する。)

当初想定した金額が確認出来る契約書等(見積書)の提出が困難な場合は、実際の購入金額が確認出来る書類が提出されていても、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

〈実際の購入金額の見積りの留意事項〉

- ・見積りの提出は、工期内の代表的な月(1ヶ月以上)とし、工事全期間の提

出は要しない。

- ・見積りの有効期間は、実際の購入金額の単価と比較するため、実際に「現場に搬入された月もしくは購入した月」を含むものとする。
- ・見積りは取引価格による金額として提出を要請する。
- ・設計価格として提出された見積書については、市中における取引状況等(実勢価格帯)の確認のため、様式一8の証明書を提出する。(設計価格とは、「公表価格」又は「希望小売価格」をいう。)
- ・地域条件や工事材料の性質等で購入先以外から見積りを収集することができない場合や、購入先を含まない見積りが1社となる場合は、メタサーチサイト等により、当該材料の取扱業者等の所在地により近隣で対応可能な業者が限られることを確認したうえで、実際の購入先への注文時の見積りも含めるものとする。
(「近隣」については、生コンクリートを例にすると、日平均気温が25度以上の場合は運搬時間が1時間半以内の地域とする等、工事材料の性質に応じて設定する。)

3) 価格変動後の金額の算定

＜第1段階＞

- ・受注者から提出された見積りから地域の材料価格の傾向と実際の購入金額での検討を行うことの妥当性を確認する。
- ・具体的には、対象材料毎に実際の購入金額の単価と2社以上の見積り単価を比較し、実際の購入金額が最も安価であることを確認する。
- ・確認にあたっては、材料が現場に搬入された月もしくは材料を購入した月のうち、代表的な月(1ヶ月以上)の単価で確認する。
- ・第1段階において、実際の購入金額が最も安価であることを確認した材料は第2段階に移行する。実際の購入金額が最も安価とならない材料については、実勢価格にて価格変動後の金額を算定するものとする。

＜第2段階＞

- ・材料毎に工事全体期間を対象に実際の購入金額の単価と実勢価格の単価(請負比率を考慮)を比較して実際の購入金額の妥当性を確認する。
- ・妥当性の目安は、実勢価格の単価(請負比率を考慮) + 30%とする。

(確認時の留意事項)

- ・複数の月に現場へ搬入・購入した場合の実勢価格の単価(請負比率を考慮)は、各搬入月の単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。実際の購入金額の単価についても同様に購入単価を搬入・購入月毎の搬入数量で加重平均した単価とする。
- ・実勢価格の単価は以下のとおりとする。
 - ・鋼材類: 「現場に搬入された月」の物価資料の価格

(請負比率考慮)

- ・燃料油:「購入した月の翌月」の物価資料の価格

(請負比率考慮)

- ・その他主要な工事材料:鋼材類に準じるものとするが、燃料油のように契約と購入がほとんど同時期に行われる材料については燃料油に準じる

・実際の購入金額の単価が、実勢価格の単価(請負比率を考慮) + 30%以内である場合は、実際の購入金額の単価は概ね材料価格の上昇傾向と合致していると判断し、実際の購入金額にて価格変動後の金額を算定するものとする。

・なお、実勢価格の単価(請負比率考慮)の + 30% は発注者として妥当性を確認するためのものであり、+ 30% を超えても妥当性が確認されれば採用可能とし、受注者から提出された証明書類の金額が実勢価格に対し大幅に乖離している場合は、発注者は特別に考慮すべき価格変動要因がないかを確認する。

(大幅に乖離している場合の確認時の留意事項)

- ・営繕工事においては、見積書は設計価格として提出されることが多く、官側が取引価格の実態を把握して、取引価格が適正かどうかを判断することは困難な状況である。よって、実勢価格に対して大幅に乖離している場合の確認において、単品スライドは資材の急激な高騰を受けた清算的な変更の趣旨から、下請側(納入メーカー)の請求に基づいた価格上昇分の費用が、関係法令に基づいた元請と下請の契約書類において、明確に確認できることを判断の基準とするものとする。

追加提出を求める書類

【建設業法の下請契約に基づく場合】

- ・建設業法第 19 条に基づく書面

① 当初取り交わした書面(見積書は不可)

② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

※書面に示された請負代金の額が確認できる明細を合わせて添付するものとする。

※②の書面について、契約書等の提出が困難な場合は、見積書を提出する。見積書の場合は、様式一⁷の証明書を提出する。

【下請代金支払遅延等防止法に基づく契約の場合】

- ・下請代金支払遅延等防止法第 3 条に基づく書面

① 当初取り交わした書面

② 急激な資材価格の高騰を受け変更を行った際の書面

・発注者による確認の結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

- ・追加提出された証明書類を発注者にて確認した結果、証明書類の金額の妥当性を確認できない場合は、実勢価格によりスライド変動額を算定するものとする。

4) 減額変更の場合

- ・発注者が減額変更を請求した場合で発注者が算定したスライド額に対し受注者が異議を申し立てたときも同様の取り扱いとする。

1-5-2 出来高部分払いを行った場合の対象数量について

- ・既済部分について出来高部分払いを行っている場合は、当該既済部分払いの対象となった出来高部分に係る数量を除いた数量を対象数量とする。

- ・出来高部分に係る数量の算出方法は、次のいずれかとする。

- ① 出来高部分について再積算を実施して出来高に該当する金額を算出した資料より、出来高部分に該当する数量を算出。
- ② 部分払い対象となった請負代金額相当額と請負代金額との割合に、対象数量を乗じることで概算的に数量を算出。※

※部分払い時の支払い額は、出来高に該当する請負代金額相当額の9割以下とされており、「部分払い時の支払額=部分払い対象となった請負代金額相当額」ではないので注意すること。

1-6 全体スライド条項及びインフレスライド条項併用時の特例

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項のみによるスライド額を算定の上で、その対象とはならない価格上昇を単品スライド条項で反映することは可能。
- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とを併用した期間においては、単品スライド条項の変動前の単価は全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価を用いるものとし、単品スライド条項に係る受注者負担は求めない。
- ・単品スライド条項の発動の可否を判断するために1%を乗じる請負代金額には、全体スライド条項及びインフレスライド条項のスライド額を含む。

- ・全体スライド条項及びインフレスライド条項は、材料価格を含む物価や賃金等の変動に伴う価格水準全般の変動について対応するものであることから、単品スライド条項の適用となっている材料を含めて、まず全体スライド条項及びインフレスライド条項によるスライド額を算出することが基本となる。その上で、全体スライド条項及びインフレスライド条項との重複を防止するため、全体スライド条項及びインフレスライド条項の対象とした数量については、変動前の単価を全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用日の単価として単品スライド条項のスライド額を算出することとなる。
- ・また、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項とをそれぞれ単

独で考えれば、前者においては請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%、後者においては請負代金額の1%、それぞれで受注者の負担が生じることとなる。両スライドのルールをそのままそれぞれ適用した場合には、受注者にリスクを重複して負担させることになり、結果的にリスク負担が過大なものとなる。

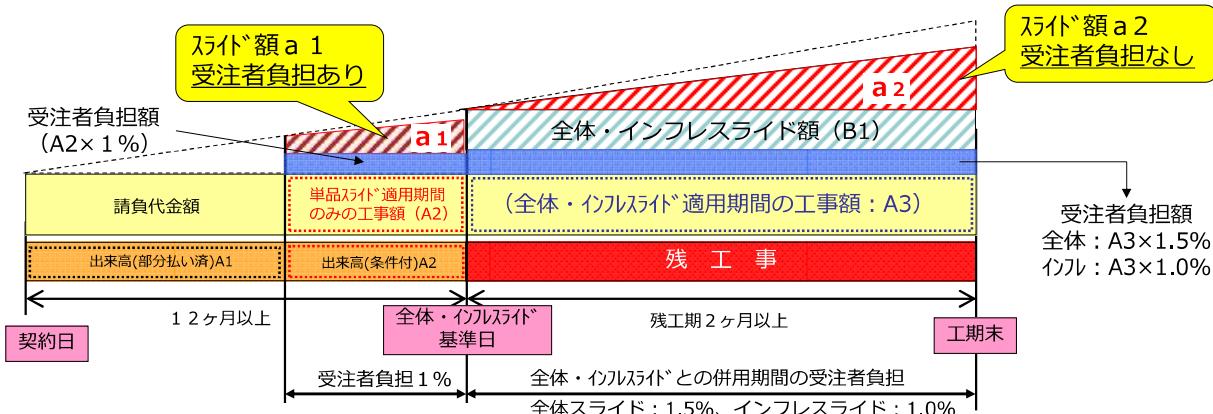
・このような過大なリスク負担を回避するため、単品スライド条項のみが適用される期間においては当該期間の工事費の1%を受注者の負担とするが、全体スライド条項及びインフレスライド条項と単品スライド条項が併用されている期間においては、全体スライド条項及びインフレスライド条項の適用により受注者が負担する請負代金額における残工事費の1.5%もしくは1%をもって既に単品スライド条項に係るリスク負担がなされているとの考え方に基づき、単品スライド条項に係る1%分の負担を求めないこととした。

(全体スライド時には1.5%の受注者負担、インフレスライド時には1%の受注者負担を適用し、単品スライドでは受注者負担を考慮しない)

・ただし、1-4で述べたように、単品スライド条項に係る請負代金額は基本的には最終的な請負代金額であるため、単品スライドの適用可否を判断するために1%を乗じる請負代金額は、全体スライド条項及びインフレスライド条項に係るスライド額を含む変更後の総価とする。

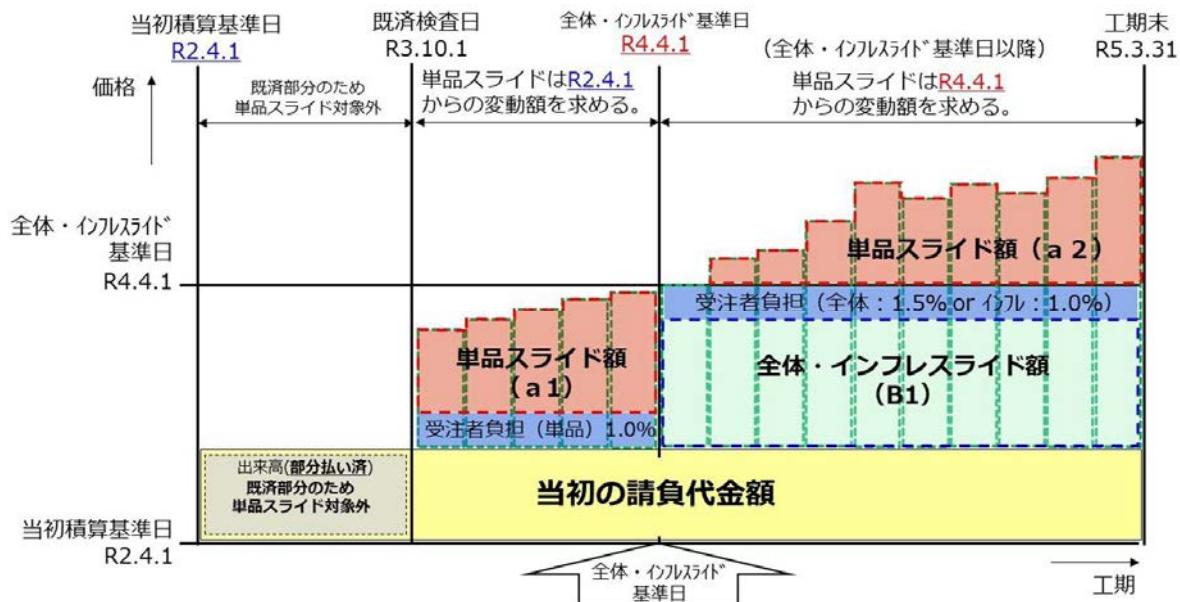
全体・インフレスライドと単品スライドの併用(請負代金額・受注者負担の例)

(全体イメージ)



注)1-4のとおり、単品スライド条項の請負代金額は、最終的な全体工事費から、部分払いを行った出来高部分や部分引き渡しを行った部分を除いたもの。

(補足: 単品スライド額の対象イメージ)



注) 全体もしくはインフレスライドと併用する場合は、全体もしくはインフレスライドに基づく設計変更契約を先に行う。また、変動額算定に用いる当初設計時点の実勢価格は、全体もしくはインフレスライドの基準日の単価を用いる。

1-7 その他

・情報公開の取り扱いについて

- ・単品スライドの証明資料について開示請求があった場合には、社内書類も開示する方針である。